

介護サービス事業所への 指導・監査について

新潟市福祉部福祉監査課

新潟市福祉部福祉監査課です。
この動画では介護サービス事業所への指導・監査について解説します。

指導と監査の違い

- ▶ 指導（介護保険法第23条）
 - ・ 集団指導
 - ・ 運営指導
- ▶ 監査（介護保険法第76条他）

それではまず、「指導」と「監査」の違いをご説明します。

新潟市で行っている指導監査のうち、「指導」は、今この動画で行っている「集団指導」と、市が事業所に伺って行う「運営指導」の2つがあります。

「指導」と「監査」では主旨も根拠条文も異なります。

集団指導

- ▶ 介護保険法の趣旨・目的の周知、理解の促進
- ▶ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

制度管理の適正化

「指導」のうち、「集団指導」は、自治体が所管する事業所を対象とし、毎年度実施するものであり、新潟市では近年オンライン形式を採用しています。集団指導では、介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進や、介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導などを行うもので、制度管理の適正化を目的としています。

つまり、「守るべき法令の内容をしっかりと理解してもらうために行うもの」ということになります。

運営指導

- ▶ 介護サービスの実施状況指導
サービスの質を確保しているか。
- ▶ 運営体制指導
運営基準を遵守しているか。
- ▶ 報酬請求指導
算定要件を満たしているか。

よりよいケアの実現

「運営指導」は、介護保険法第23条に基づき、市が直接事業所に伺って、事業所がサービスの質を確保しているか、運営基準を遵守しているか、報酬請求の算定要件を満たしているかを、書類やヒアリングを通して確認しながら助言等を行うものです。

事業所の皆様には事前提出資料の作成や、当日の対応などご負担を掛けますが、運営指導を行うことで、よりよいケアの実現を目指します。

運営指導の実施通知が届いてから慌てることのないよう、普段から最新の法令、基準、通知などの情報へアンテナを張り、自らが提供するサービスが運営基準を遵守しているか、報酬請求の算定要件を満たしているかを自己点検をして振り返ることが大切です。

また管理者だけでなく、全職員レベルで法令への理解を深め、日頃から自信をもって仕事をしていけるような環境づくりを意識していただければと思います。少しの油断や気の緩みから介護報酬の返還に繋がったり、最終的には行政処分に至ることもありますので、十分ご注意ください。

指導方法	要件	改善報告書
文書指摘	法令等に違反している場合	○
口頭指摘	法令等に違反しているが、その程度が軽微な場合	×
助言	法令等に違反していないが、適正な運営に必要な場合	×

指導方法はこの表をご覧ください。

法令等に違反している場合は「文書指摘」、法令等に違反しているが、その程度が軽微な場合は「口頭指摘」、法令等に違反していないが、適正な運営に必要な場合は「助言」となります。

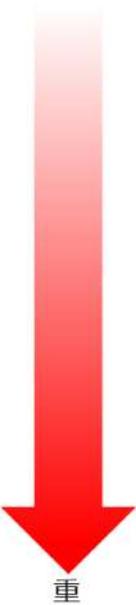
「文書指摘」の場合は、後日、事業所は市に改善報告書を提出する必要があります。また、内容によっては介護報酬の返還や過誤調整が発生する場合があります。過誤調整が発生した場合は、最大で過去5年間に遡っていただくこととなりますが、内容や状況により遡及期間が決定されることとなります。

なお、「文書指摘」の場合は、翌年度、新潟市のHPで事業所名、指摘内容、改善結果が公表されますので、ご承知おきください。

監査

- ▶ 運営基準違反や不正請求が疑われる場合に行う。
- ▶ 市に立入権限がある。
- ▶ 運営指導において不正が発覚した場合、監査へ移行することもある。

続いて、「監査」は、運営基準違反や不正請求が疑われる場合に行い、機動的な対応、早期介入を行うもので、法律上、市に立入権限があります。運営指導において不正が発覚した場合、監査へ移行することもあります。



行政上の措置	内容
改善勧告	期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。従わない時は、その旨を公表することができる。
改善命令	正当な理由なく、勧告に係る措置を取らなかった時は、期限を定めて勧告に係る措置を取るべきことを命じることができる。命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。
指定の全部または一部効力停止	不正な運営に対し、緊急的に適正な介護報酬の請求を停止させるなど
指定取消	指定の取り消し

監査の結果、運営基準違反や不正請求が認められた場合など、「悪質と認められた事案」については、「改善勧告」、「改善命令」、「指定の全部または一部効力停止」、「指定取消」等の行政上の措置を行うことがあります。

経済上の措置

偽りその他不正行為によって報酬請求したとき	
運営指導で認められた場合	過誤調整
監査で認められた場合	
改善勧告に至らない場合	過誤調整
改善勧告、命令を受けた場合	過誤調整
指定の取消、 全部若しくは一部効力の停止	返還金＋加算金 (法第22条)

次に、経済上の措置についてです。一般的に加算の算定要件を満たしていなかった場合などは過誤調整が必要になりますが、介護報酬の返還については、ケースによって取扱いが異なります。

まず、運営指導で指摘された場合や、監査で指摘され改善勧告、改善命令に至った場合には「過誤調整」になります。

一方、監査で指摘され、指定の取り消し・全部もしくは一部効力の停止の行政処分を受けた場合は、介護保険法第22条による「返還金」に「加算金」がプラスされることになります。

返還金は、過誤調整とは異なり、基本的には市や保険者で返還金額を確定させ、返還を求めるものになります。

本市の指導監査方針の主な留意点

- ▶ 運営指導は事前通知（例外もあり）、監査は当日通知
- ▶ 拳証資料は、当日現地確認が原則
- ▶ 虚偽報告、書類改ざんに対し厳正対処

本市の指導・監査方針の主な留意点です。

運営指導を行う場合は、1か月前を目途に事前に事業所へ通知しますが、不適切な事業所運営の恐れがある場合には、事前連絡せずに行う場合もあります。また、監査を行う場合は、当日通知、場合によっては、連絡なしに突然伺うこともあります。

そして、拳証資料、いわゆる証拠書類等は「当日現地で確認」が原則で、後出しは認められません。

虚偽報告・書類改ざんに対しては、悪質なものとみなし、適切にサービスを行っている事業所が不公平感を抱くことがないように、厳正に対処します。

おわり
次の動画
「令和6年度報酬改定について」
を視聴してください。



以上で介護サービス事業所への指導・監査についての解説を終了します。
続いて、次の動画「令和6年度報酬改定について」を視聴してください。

お疲れ様でした。